

令和５年度 第３回「はばたきプラン２１」推進会議 会議録

日 時 令和５年１２月２１日（木）午後２時～

場 所 台東区生涯学習センター ４階 ４０３・４０４研修室

出席者 平沢会長、皆川副会長、池谷委員、植武委員、宮地委員、油木委員、松谷委員、  
根岸委員、米山委員、宇田川委員、大西委員、小嶋委員、長谷川委員  
事務局：河野人権・多様性推進課長、鈴木男女平等推進プラザ長、山野井人権・  
多様性推進課担当係長、佐藤人権・多様性推進課担当係長、茂戸藤男女平等推進  
プラザ主事、小野寺男女平等推進プラザ主事

（午後２時００分 開会）

１．開会

２．会長あいさつ

**平沢会長** よろしくお願いいたします。本日は、１名の方が来場にて傍聴したいという  
ご希望があるようです。傍聴を許可したいと思います、よろしいですか。

（異 議 な し）

（傍 聴 者 入 室）

**平沢会長** 次に、出席委員と配布資料の確認を、事務局からお願いします。

**事務局（人権・多様性推進課長）** 本日欠席されている委員の紹介と配付資料の確認を  
させていただきます。また、本日は議事録を整えますために録音をさせていただきますが、  
よろしいでしょうか。

（異 議 な し）

○配付資料の確認

○出席委員の確認

３．議事

（１）議事要旨の確定について

**平沢会長** 先日、皆様方に前回会議の議事要旨の送付があり、お目通しくださったかと思  
います。ご意見のある方は事務局にお伝えくださっているかと思いますが、もしまだと

いう方がいらっしゃいましたら、今日中に事務局にご連絡をくだされば、修正の上、確定ということになりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 台東区配偶者暴力相談支援センターの現状について

平沢会長 事務局から説明をお願いします。

事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長） 資料1及び別紙1をご覧ください。

～台東区配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況、関係機関とのネットワークについて説明～

平沢会長 ご質問等ございますか。

大西委員 資料1の6ページ「社会的DV」とありますが、どのような内容でしょうか。

事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長） 社会的DVは、配偶者間や交際相手間で、加害者と言われる者が被害者に対して、例えば、実家に帰りたい、友達と会いたいといったときに、遊びや飲み会に行ってはいけないなど、親族や友達などの他者との関わりを規制して、外部と接触させないようにするというものです。職場のハラスメントとか、そういったことではなく、人間関係、交友関係を禁じたり、飲み会に行ったらいつ帰ってくるのかとすごくしつこく尋ねたりとか、そういうことです。

皆川副会長 内閣府の男女共同参画局では社会的DVについては、暴力の形態の説明に入っていません。台東区ではウェブサイトなどでその説明を掲げていますか。

事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長） 台東区のホームページでは、DVの形態については説明しておりません。

皆川副会長 人間関係を遮断するというのは以前からよくあることですから、それに最近名前が与えられたということかと思います。台東区の中でカテゴリーとして使っているのであれば、周知をしていったほうがいいのではないかと思います。今、探してみたところ、東京都については見つからないですが、例えば大分県は社会的DVという言葉を使って意味内容を掲げています。このように情報を出しているところもあるので、周知をしていくのが良いのではないかと思います。

平沢会長 ご指摘のように、この言葉を使うのであれば、一般的なのかどうかという吟味といたしますか、中身がしっかりと伝わるようになんらかの説明が必要だということになるかと思いますが、いかがですか。

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** 内閣府が出している統計や資料などには、DVの種類として、身体的DV、精神的DV、経済的DV、社会的DV、性的DV、その他と分けられていますので、区がDVの種類として使っても良いのではと考えています。また、相談者の中には、自分がDVを受けているのかどうか懐疑的というか、よくわからない状態で、だけどつらいということで相談に来ている方がいます。そういった方に、DVがどういうものかということがまだ周知されていないということは、日々とても感じているところなので、区のホームページなどでもDVとはこういうものですよというのは周知して、相談体制と一緒にDVの啓発といったものを両輪でやっていくということが重要だと考えています。

**皆川副会長** 国のウェブサイトでは暴力の形態の説明は、身体的なもの、精神的なもの、性的なものの3つしかありません。調査などでは3つ以外の分類を使い始めているかもしれませんが、広報としては3つ以外の分類は使っていない現状です。国の状況を踏まえてどうするかということを考えたときに、都道府県の裁量というか、考え方があるとは思いますが、例えば大分県は、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力と子どもを利用した暴力と掲げていて、社会的暴力という分類が入っています。短い文章ですが、例示としては、人や社会とのつながりへの暴力、友人や身内との付き合いを制限する、スマホをチェックする、行動をチェックするという、ということを掲げています。DVの問題は、「これはDVである」という被害者の認識が得られないことが最大の問題点で、DV相談につながらないとか、相談するにしてもDV相談には行きたくないので普通の人権相談に行く、という話になってしまうということがあります。DVは当事者間の関係性の問題ですから、分類や例示を出すと、当てはまるか当てはまらないかという、ちょっと違う使い方になってしまう懸念はあります。しかし、一方で、「このようなこともDVですよ」と知らせていくことは重要だと思います。ですので、台東区でも、3つ以外の分類を集計しているのであれば、その分類の説明も出していかれたら良いのではないかと思います。お考えいただければと思います

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** 社会的DVの補足ですが、国の資料では、GPSアプリをスマホに入れる、スマホの履歴をチェックする、メールの返信が遅いと怒る、といったものも社会的DVに該当すると定義されています。

**皆川副会長** 国も改めてもらうようにしないといけないですね。言っていきたいと思います。

**大西委員** 家庭内におけるDVの話で、社会的と言われてしまうと、耳慣れないというか、私などは普段あまり使わない言葉ですから、わかりやすく広く一般に知らせてもらうことが非常に大事なことだと思います。

**長谷川委員** 初歩的なことかもしれませんが、相談件数が増えたということは被害が増えた、と捉えてしまうと、それは違うということでしょうか。被害がどんどん増えたと捉えるのではなく、相談しやすくなったので件数が増えていると捉えてよろしいでしょうか。被害件数が実際に増えていると捉えるのでしょうか。

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** 二つあると思います。被害そのものが増えているのか、それとも、昔は亭主関白とか、家庭の問題として捉えられていたことが、マスメディアやSNSなどでこういうものは人権侵害ですよ、DVは人権侵害ですよと何十年もかけて普及してきて、自分が受けていることは普通のことではないと思う方が増えて相談につながっているのか、ということもおっしゃるとおりあると思います。ただ、コロナ禍が始まって、経済的に困窮したり、失職したり、ストレスが多くなったり、精神疾患を発症したりということで、それまであまり攻撃的な関係でなかったのがそうなり、というように増えてきていることもあるかもしれませんが、私の知る限り、そういうものを分析した資料は見たことはないです。

**長谷川委員** 以前から被害はあったと思いますが、相談場所を知らない、相談することも知らなくて、今は、相談できる場所が増えて、相談しやすくなってきたということもあって、数字的には相談件数は増えていくけれど、その数字の見方はどのように見たらいいのか、気を付けないといけないと思いました。

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** 今、相談に来ている70代、80代の方のお話を聞くと、結婚した当初から何十年もひどい暴力を受けていて、やっと相談しているという事例もありますので、おっしゃるとおり、昔から被害の実態はあったけれども、今、相談機関につながっているということはあると思います。

**平沢会長** 高齢になって突然始まるということが全くないとも言えないですが、やはり若いときから被害にはあっていて、我慢してきたのでしょうね。今は時代が変わって、そういった相談も出てくるようになったということでしょうね。

**皆川副会長** 今のお話はそのとおりだと思います。以前はDVという言葉自体がなかったということもあり、その言葉のもとでその事態を理解することができませんでした。夫婦喧嘩だと「時々あるんだからそんなこと」というように周囲は言うでしょう。し

かし、DVであるという新しい概念が入ってくると、それは相談に行ったほうが良いと勧めるなど、周囲の人の行動が変わることがあります。セクシュアル・ハラスメントなども同様です。また、統計についてですが、DVに関してはDV罪というものが無いので、国の統計ではDVの事案の統計というものは存在していません。強制性交罪から改正された不同意性交罪については、いろいろ問題はあるものの定義はありますので、警察が把握し、国が統計を取りますが、DVは事案に関しての統計はなく、相談件数で統計を取るということが行われています。ただ、DV相談を受けているところは複数あり、今日資料をいただいたのは、配偶者暴力相談支援センターというところでの相談の件数ですが、警察でもDV相談を受けていますから、警察の統計もあります。また、東京都内の23区のうち3区が、市部においても配偶者暴力相談支援センターが無い自治体がありますので、相談件数は上がってこないということもお見知りおきいただければと思います。つまり、配偶者暴力相談支援センターが更に増えていくなれば、警察にも相談しているかもしれませんが、その相談件数が入ってくることがありうると思います。さらに、警察への相談と配偶者暴力相談支援センターへの相談が重複している可能性もありますし、相談中の電話回線は、その時間はほかの人は相談を受けられませんから、その件数の反映がないという、相談機関のキャパシティの問題が相談件数とつながってくることも考えられます。DVの事案、相談の統計は、様々な要因を考えながら見ていかなければならないですね。

私からもお尋ねします。3ページに、相談者の年齢の割合が全国と台東区で比べられていますが、全国の出典は、DV相談プラスに入ってきた相談ですよね。

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** はい。全ての配偶者暴力相談支援センターが年に一度、統計を国に報告しますが、そこでは全国の年齢別の統計がありません。もしかしたら白書とかにはあるかもしれませんが。ただ、DV相談プラスの資料は内閣府から出ていまして、1年間くらい遅く、4年度の前期しかありませんが、それが今、直近でいただいている年齢の区分けです。

**皆川副会長** わかりました。国が統計を出していないというのも少々問題なので、また言っていないといけない項目だなと思いました。DV相談プラスは、主にインターネットで相談を行うので、インターネットに不慣れな方はできませんから、高い年齢の方の割合が少なくなる可能性があると思います。そこで資料を見ると、全国のほうは、60代以上が丸めてあります。台東区は、80代が1%、70代が8%と細かく分かれていますので、そういう違いが、相談の質の違いにつながることを考えていただかないといけないのかな

と思いました。

**平沢会長** 統計の取り方が非常に未熟な分野であるということを前提にした解説を付けておかないと、数字だけが一人歩きする懸念もありますね。ですから、これがどういう統計であるのかということをもう少しわかりやすく区民に知らせたり、あるいはこの場でも、そういう説明などが必要な気がしますね。

**皆川副会長** データの取り方を明示、説明していただければなと思うところがあります。それに関連して、5ページの(2)年代別のDVの相談内容(5か年)についてですが、①身体的DVの10代が100%となっていて、これは数が少ないという説明がありましたが、3ページの令和4年度では10代は0%なので、5か年間で何人かいたということですよ。

**事務局(山野井人権・多様性推進課担当係長)** 令和2年は2人でしたが、ほかの年度はゼロです。

**皆川副会長** こういったNが小さい数字についてはその辺りの情報も付け加えていただけるといいのかなと思いました。この資料は、お願いして良かったなど、出していただいて本当に感謝するところですので、今後も是非お願いしたいと思っているところなので、そのような点を追記していただけると良いかなと思いました。また、4ページのDVの内容ですが、DV被害はどれかひとつによって行われている訳ではないので、このグラフも一人の相談が複数のことを含むという回答で、排他的ではなく重複していて、その中で一番多いのが精神的なものであるというようなことで良いですか。はい、以上です。

**平沢会長** こういうデータが出てきたことは大事ですから、今後、更にもう積み重ねていくか、その辺りを課題としてお持ちになって、継続してもらうことが必要だと思います。

**小嶋委員** 2ページ(2)の相談件数が来所と電話の数字だけというのは、これはオンラインの窓口がないからでしょうか。オンラインがあってもグラフの構成上取り上げていないということでしょうか。

**事務局(山野井人権・多様性推進課担当係長)** 台東区ではオンラインの相談を行っておりませんので、電話と面接のみです。

**小嶋委員** 今後、オンラインの相談窓口の予定はないということですか。

**事務局(山野井人権・多様性推進課担当係長)** 今後はあるかもしれませんが、現状では面接と電話ということです。

**小嶋委員** この報告レポートとしては、ない以上は書けないので問題はないと思います。

何年か前からこのセンターにもネットワークを引いてほしいとお願いをしてくまして、実現していただき、本当にありがたいと思っています。先ほどお話の出た、電話回線が満杯でかけられないとか、年代によってオンラインの相談窓口のほうが、ハードルが低いなどは当然あるかと思います。もうひとつ、統計データを取るときに、電話をかけて、つながる直前でやめたというデータは取れませんが、オンラインだとメニューを開いた件数がわかりますので、どうしようかと思っているような潜在的な件数が取れるという意味では、オンラインの窓口を作ることは実は大きいのではないかと思います。せっかく通信環境もできたことですし、是非そういったことも、ご検討いただければと思いました。

**根岸委員** 身体的DV、精神的DV、性的DVと分けてありますが、現実には全部つながっているというか、重なっていることもあると思います。どのように分けているのでしょうか。

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** 一人一人の相談内容を見て、この方は何DV、何DVと、チェックしていきます。複合的な内容があれば、一人の方について身体的と精神的と経済的とか、身体的と精神的と性的とか、そのように統計を取っています。

**大西委員** 脱線して申し訳ないですが、例えば夫婦喧嘩をすると1週間ぐらい口をきいてくれないとかは、精神的DVになるのでしょうか。もし夕飯なんかも作ってくれなくなると、今度はどういうDVになるのでしょうか。

**事務局（山野井人権・多様性推進課担当係長）** 無視とか、そういったものは精神的DVですが、ちょっと喧嘩して、一時的にそのようになったぐらいではDVとはなりません。DVの定義の中で、DVによって加害者と言われる人が被害者に対してコントロールをする、コントロールした状態になるというのがDVの定義にあります。作ってくれよとか、喧嘩できるような状況だったらコントロールされているとまでは言えないのではないかと。

**大西委員** コントロールまで行かないとDVとは言えないと。自分が悪くなくても、ご飯を作してほしいから折れるという形ですね。

**皆川副会長** 先ほど申し上げましたが、関係性の問題です。一方が非常に支配的なふるまいがあって、他方が極めて従属的な状況にある中で起きる様々な事柄というふうに考えていただくのが良いかと思います。たまたま喧嘩して、それで怒ってしまったのもう嫌だというような状況になっていても、普段は対等な関係性で、このあいだはごめんね、という形で言えるとか、そのような対等な関係性の中で起きる出来事をDVと言ったら言い過ぎですね。関係性の問題とお考えいただければ良いと思います。

(3) 第5次台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」令和4年度進捗状況に対する評価のまとめ

**平沢会長** 課長から説明をお願いします。

**事務局（人権・多様性推進課長）** 資料3、次に資料2をご覧ください。

～第5次台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」実施状況に係る意見及び質問に対する回答について、及び第5次台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」令和3年度進捗状況に対する評価（案）について説明～

**事務局（人権・多様性推進課長）** 今回、皆様から寄せられた意見を考慮し、来年の1月から2月の間に事務局で再度評価案を作成いたします。その後、会長、副会長と調整させていただき、完成した評価案は、3月の第4回会議にて皆様にお示しし、確定後に区の公式ホームページで公表させていただく予定です。

**平沢会長** 夏と今回、二度ご意見をうかがって、それを踏まえて今日この案が出てきたということですね。では、更にご意見があればよろしく願いいたします。

**皆川副会長** 総評には、ジェンダー主流化を各担当課が正しく理解していない、理解しなさいということを入れる訳ですが、資料3の各課の回答を見ても、やはり十分ではないところがあります。去年、数字を出してねと言ったにもかかわらず今年また出して来ず、もう1回言ってやっと数字を出してくるということが起こっているのです、来年度はそれが起こらないようにしてもらいたいです。なので、文章をどう直すかはまた別として、趣旨としてはそのようなことを入れてほしいと思っています。数字を継続的に把握して、積み重なったその違いがどうであるか考えることができると思いますので、そこをやってもらいたいと思っています。各課のご回答で、数字を出してこない、あるいは把握していないというものがあるので、把握してくださいねと言うということが必要だと思っています。特に福祉方のセクションである、障害福祉や、高齢者の部署が、特に、障害に関しては男女別の統計がないことが本当に問題で、国のレベルでも何年にもわたって言っています。男性と女性では大きく違います。私の知り合いの研究者たちが何人も入って作った本が最近出まして、結構好評で、何かの賞かリストに入ったと本人たちが言っていた本ですが、「障害があり女性であること」という複合差別の話です。研究者が本を出したりし続けていますが、なかなか国が動かない、統計を出さない現状があります。それは現場の障



害者福祉行政にジェンダー視点がないということです。台東区でもそうなのですねと、高齢者福祉もそうですが、思いますので、現場の職員の方々にも、その認識を改めてほしいと思います。今日の会議でこの後出てくるかと思いますが、困難女性支援法ではジェンダー視点というものを支援の中に入れていくと法律で言っています。それにより日本の社会福祉行政が今後変わるということを期待しています。基礎的な資料として、性別についてどうなっているか、ニーズの違いは、と知らなくてはいけない訳ですから、現場の方々、職員の方々にもご理解いただいて、鈍感なご反応は困るなと思っていることが伝わるようにしていただければと思っております。統計がないのでわかりませんっていうのは困るので、ないなら取ってねということです。

**平沢会長** この前も言いましたが、ジェンダー主流と言っている割に、ブラック企業並みのかなり忙しい状況があるでしょう。そういう意味ではもうちょっと人手がほしいなっていうような感覚があるんじゃないの、課内で。これは課長、どうですか。

**事務局（人権・多様性推進課長）** もう少しいてくれると、もう少し手厚くできるかなというのはありますけれども、なかなか難しいところです。

**平沢会長** 組織の中だから、すぐに実現しないかもしれませんが、今のことに絡めて上に少し訴えることもあっていいのではないですか。先日も、プラザ長ともう一人の職員が体調を崩したそうですね。そういうことを考えると、まだ組織が弱体かなという感じがします。課長もそんなに簡単には言えないでしょうけど、ジェンダー主流ですから、ここが中心だというくらいの風土を醸成するということがあっていいかもしれません。

**事務局（人権・多様性推進課長）** そういったことも取り組んでいきたいと思います。

**平沢会長** 今のご意見とは直接はつながらないかもしれないけど、先日からそのような感じがしていますので、私もどこかで部長に訴えてみようかなと思います。

**皆川副会長** 各課の進捗状況をまとめたエクセルファイルの資料の最後のページ末尾に、各担当部署が記入するための依頼文が記載されていますが、この依頼文が不適切でしたので、不適切でない、何を求められているのかを担当課がわかるような依頼文にしてくださいねということがあります。人手とあまり関係ないところです。

**事務局（人権・多様性推進課長）** 来年度、依頼する際はわかる形に文言を修正します。

**小嶋委員** 人員不足の件で、解決策のないコメントになってしまって恐縮ですが、人がいないからできないと区が言ってしまうと、どこも同じです。しかし、様々な法律で義務化されていく中で、例えば組織の中のジェンダーバランスだとか不具合を検討していくと

きに、民間企業で人がいないから法律を守りませんという話は通りません。人がいないとなかなか動かないということは百も承知でひとつ出すとしたら、やり方を変えるタイミングだと受け取っていただくのがいいのかなと思います。先ほど、私がオンラインのご提案をしたこともそのひとつであり、A Iを使うなどでできる限り省力化をしたり、役所だからというバイアスのある言い方はいけないですが、少しオーバーワークな仕事とか、承認、権限の委譲をされていないなどを見直すのが、民間企業でも今、がんばってやっているところですよ。実際に予算をつけて人を増やしていくことは、おそらくボトムアップではないでしょうが、上に上げていくことは必要ですし、区長のひと声がないといけないと思うので、区長にはやはり強く打ち出していただきたいと思います。そうすると、いろんなことが変わっていくはずで、そこが、私がずっと区民として期待していたところですが、一向に区長の言葉の中にはジェンダーの話が入ってこないということが最も影響力の大きいところで変わらない部分かなと思いました。解決策が何もなくて申し訳ありません。

**平沢会長** A Iという言葉が出てきましたが、A Iについてはどのように活用をということでしたでしょうか。

**小嶋委員** A Iを活用できるところがあるかなどは、考えていただく必要があると思います。A Iについて、今、深く論じるということではなく、仕事のやり方を変えていく、その選択肢のひとつとして考えられるということをお伝えしたかったということです。

**皆川副会長** 小嶋委員のご発言は、いわゆる働き方改革のお話です。これを実行しないと女性の就業の年数は伸びないことと、女性の管理職の割合、台東区役所は23区内で1位ですが、先々同じようになるかはわかりませんし、さらには、部長まで上がっていくかどうかということがあります。働き方改革をすることは、政府が言う「女性の活躍」と直結している課題で、事業主行動計画の中でもそのような項目があったと思います。前田健太郎さんが書いた「市民を雇わない国家」という本があります。日本は公務員が本当に少ない、そういった問題をどうするのかということは大きな話なのですが、公務員の非正規化などが行われてしまっていて、非常に問題がある職場だと思います。そういう中でちゃんと課題を挙げていき、必要なところに人を配置していただくことは、この審議会としても主張したいと思います。適切な人員配置は、男女共同参画の視点から見たときにも重要なお話だと思っています。

**平沢会長** 資料2の文言そのものについては、皆さんのご意見を頂戴していますから、あとどうしてもここを直したいというところは、あとどのくらい期限がありますか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 期限としては、1月いっぱいくらいであればご意見をお待ちしております。

平沢会長 今日の意見交換を踏まえて、なお更にここはこのように直してもらえると良いかなという提案がある場合は、1月いっぱいくらいまでにご無理のない範囲で事務局にご意見が頂戴できればということでございます。

#### （４）起草委員会中間報告 答申（案）について

平沢会長 課長から説明をお願いします。

事務局（人権・多様性推進課長） 資料４をご覧ください。

～答申（案）について説明～

事務局（人権・多様性推進課長） 色が違っている部分は、これまで３回起草委員会を開催して、積み重ねてきた議論を反映させているためです。資料４の１３ページ「Ⅱ 領域ごとの盛り込むべき内容」以降と、資料５は、項目を比較しながらご覧ください。

平沢会長 文案を作る起草委員会をこれまでに３回やり、ご意見が出て、今の段階でこの文案になっているという説明でした。なかなか見えにくいところもあるかと思いますが、どなたでも結構です。何かご質問・ご意見はございますか。

皆川副会長 文言はこれで完成形ではないのですが、資料５の一番右、答申案が入っている欄に、基本目標１の（１）に「アンコンシャス・バイアスの意識改革」という赤字がありますが、それに対応している資料４の１３ページでは「アンコンシャス・バイアスを解消するための意識啓発」という書かれ方になっているので、そこは修正になりますねという点があります。次に、資料４の２３ページ、困難な問題を抱える女性への支援のところについて、資料５では項目が①②③④とあります。事業との関連の話になるかと思いますが、支援の充実であれば、担い手を増やす話が入ってくるといいのかなと思いました。台東区内では、この法律に対応できるような女性支援団体はあるのでしょうか。

事務局（人権・多様性推進課長） 私の把握している限りだと、ないと思っています。

皆川副会長 どの基礎自治体でも同じような状況があり、支援の担い手となりうる団体が、都道府県の範囲で見ればいくつかあるものの、基礎自治体の範囲ではそんなにはないという状況です。鉦や太鼓でさがしていますよというところもありますが、担い手を養成することが非常に大切になっており、この男女共同参画センターでも担い手養成講座のよ

うなことも含めて事業としてお考えいただくとか、そういう話もここに入ってくるものかなと思うので、表現の中に入れていただけないかと思いました。

**事務局（人権・多様性推進課長）** どのように書くのかということも含めて検討させていただきます。

**皆川副会長** また、資料5の一番右下、①全庁的な推進体制の中に、緑色の字で「ジェンダー主流化事業点検のモデル実施など」と入れていただいて、大変感謝するところです。埼玉県では、審議会のカウンターパートにあたる、知事がトップになる役所の中の会議体でこの事業点検をやっていると聞き及んでいます。報告書などを作っていると思います。来年度、埼玉県はモデル実施ではなく全庁についてやると言っております。台東区にも同じような会議体があるので、そういうことを少しずつでも始めていただけると、先ほどの話のように、担当部署が数字を出してこないという話は起きにくくなると考えています。数字を出す必要性を理解していただかなければいけないので、この事業点検のモデル実施は、そのためには良い企画だと思っております。ですので、これを答申案に入れていただいたことに大変感謝していますし、実際にやってくださいね、事業として入っていくことを希望しておりますということです。そして、その観点から言いますと、資料4の10ページの3、計画改定にあたっての基本的視点のところに、先日の起草委員会で、私は、最初のところにジェンダー主流化ということを、更に踏み込んだ文章を入れてほしいと申し上げた記憶がありますが、ないようです。撥ねられてしまったのでしょうか。計画の位置付けというのが最初で、次に男性中心型労働慣行等の変革と続きますが、この最初のところにもう1個のという意味合いでジェンダー主流化ということを入れていただけないかと申し上げた記憶がございます。

**事務局（人権・多様性推進課長）** ここの部分でしたでしょうか。私としては、資料4の5ページに台東区の取組という項目を入れており、そこで触れたという認識でございました。今のお話では10ページの基本的視点に盛り込むというお話だったので、そこが認識できていませんでした。再度検討させていただきます。

**平沢会長** では、この辺りは、次回の起草委員会のときに確認しましょう。ほかに何かございますか。

先ほども申し上げましたが、起草委員会とは別に、もう一度委員さん方がご覧になって、ご意見などがありますというときは、1月いっぱいまでに事務局にお寄せいただけるとありがたいということですね。起草委員でないと話が見えないところもあるかと思いま

すが、もう一度お読みになり、色が付いていますから、どういう意見があり、どう直ったのかをご覧になって、なるほどとお思いになるか、あるいは、ここはもう少しというご意見があれば、お寄せいただきたいということでございます。そのほかに、委員さん方のほうからご希望なり、何かございますか。

**植武委員** 資料1の台東区配偶者暴力相談支援センターについて、先ほど小嶋委員がおっしゃいましたオンライン相談ですが、東京都でもラインを使って相談をやっています。ほかの区でもラインや、北区では男性に対して何かやっていたような記憶があり、台東区でもラインを検討していただけたらと思います。1人1台スマホで、固定電話も減っていますし、ラインを使えなければ使い方を教えるなりしていただきたいと思います。

**平沢会長** 時代は変わりますからね。私は、パソコンは使いますがスマートフォンは未だに使わないです。だけど、2次元コードを読み込んで、アンケートに回答するというのはよくあって、スマートフォンでないとやりにくいが出てきていますね。パソコンでもカメラを構えれば、コードは読めますが、スマートフォンだとあつという間です。そういった新しい手段をどう使っていくかは確かに課題ですね。相談事業は、山野井さんが主としてご担当でしたね。ご意見としてご要望がありましたからご検討くださいませ。

ほかにごございますか。では、本日の主要な議題はこれで終わりました。次回の起草委員会とこの全体の会議は、いつですか。

**事務局（人権・多様性推進課長）** 起草委員会は1月25日です。こちらの全体の会議は、次回は3月21日木曜日の13時から予定しております。よろしくお願いいたします。今、起草委員会では答申案を作っていており、3月の会議では、完成した答申を渡していただくセレモニー的なものがございますので、開始を1時間早めさせていただきたいと思います。

**平沢会長** 最初の9月の起草委員会のときに、傍聴に来られた委員さん方に当初資料が渡されていないこともありましたが、2回目以降、資料は配付しておりますので、1月25日の起草委員会も、起草委員でない、今ここにいる委員さん方も、もし可能であればご一緒にお聞きくださって、ご意見はその場では頂戴できませんが、議論を聞いてお気付きの点があれば事務局にお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。では、事務局からは以上でございませうかね。では、委員さん方から特になければこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

（午後3時30分 閉会）